

第八十一回
帝國議會
貴族院

恩給法中改正法律案特別委員會會議事速記録第五號

昭和十八年二月四日(木曜日)午前十時十分開會

○委員長(伯爵堀田正恒君) 是ヨリ委員長會ヲ開會致シマス、恩給局長カラシテ曩ニ村上委員カラノ御質問ニ關シマシテ字句ノ訂正等ニ付テ發言ヲ求メラレテ居リマスカラ、之ヲ御許シ致シマス

○政府委員(平木弘君) 先達村上委員ヨリ恩給法改正法律案第五十九條ノ二第一項ノ問題ニ付キマシテ「公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡前一年内ニ昇給アリタル場合ニ於テハ級俸ノ定アル俸給ニ付二級ヲ超エ昇給シタルトキハ二級」ト云フ問題デアリマスルガ、是ハ退職前一年内ニ通ジテ二級ノ意味デアルカラ、「通ジテ」ト云フ言葉ヲ入レタガ分リ宜クハナイカ、何かソレニ付テ適當ナ措置ヲ執ル考ハナイカト云フ御質問ガアリマシテ、一應其ノ時ニ御答致シタノデアリマスガ、尙委員會ノ終ル迄ニ能ク考ヘテ答辯シテ貫ヒタイト云フ御意向ガアリマシタカラ、其ノ點ニ付キマシテ御答ヘ致シマス、是ハ此ノ前モ申上ゲマシタ通りニ、退職前一年内ニ二級ト申シマスノハ、數回昇給ガ行ハレマシタ場合ニ、各個ノ昇給ニ付テノ二級ヲ超エタ場合ニ、ソレヲ二級ニ下ゲルト云フ意味デハナクシテ、一年間ノ通計ガ二級ヲ超エルト云フ意味デアリマス、是ハ後ニ書イテアリマス「其ノ定ナキ俸給ニ付退職又ハ死亡ノ一年前ノ俸給ノ百分ノ三十ヲ超エ」ト云フノ同趣旨デアリ

マス、後ノハ一年前ノ俸給ノ百分ノ三十トアリマスルカラ、是ハ基準ガ一年前トナリマスルカラ、「通ジテ」ト云フ意味ガ能ク現ハレテ居ルト思ヒマスガ、前ノト言葉ヲ變ヘマシタノハ、前ノハ級俸ガ決テ居リマス、後ノハ一々計算スルカラ、言葉ノ綾ノ爲ニ言葉ヲ變ヘタノデアリマシテ、趣旨ニ於キマシテハ同ジ譯デアリマス、斯ウ云フ趣旨デゴザイマスカラ、本案ニ依ッテ大體其ノ「通ジテ」ト云フ内容ガ出テ居ルト云フ風ニ考ヘマシテ、政府ト致シマシテハ此ノ際之ヲ變ヘルト云フ風ナコトハ考ヘテ居リマセヌ、サウ云フ風ニ御諒解願ヒタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、此ノ點一言申上ゲテ置キマス

○村上恭一君 私發議シタノデアリマスガ、只今ノ御答辯デ諒承致シマシタ、私ハ是以上希望致シマセヌ

○委員長(伯爵堀田正恒君) 飯塚君

○飯塚知信君 私ハ大東亞ノ占領地軍政關係ノコトゴザイマスカラ、大東亞省關係ノ時ニ……

○委員長(伯爵堀田正恒君) 宜シウゴザイマス

○飯塚知信君 私ハ昨年南方占領地域ニ皇軍慰問並ニ視察ニ參ッテ感シタノデアリマスガ、南方行政ハ申ス迄モナク戰ノ推移ト共ニ極メテ順調ニ進ンデ居ルノデアリマシテ、之ニ付キマシテハ現地當局モ軍政、民政共ニ滿洲、支那或ハ南洋委任地等ニ於キマシテソレノ經驗ヲ持ッテ居リマシタノ

デ、今回ノ此ノ南方進出ノ上ニ非常ニ貢獻シテ居ルコト云フコトヲ申サレテ居ルコトデアリマス、私ハ此ノ政治、經濟政策ノ裏打トモナル文化工作ヲ更ニ軍政ノ上ニ反映セシメル必要ガナイカ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、之ニ付キマシテモ現地當局ハ既ニ意ヲ用ヒラレテ居ルノデアリマシテ、其ノ一例トシマシテ孝子節婦ナドノ傳ヨリモ寧ロ觀兵式ノ偉觀、或ハ大工場ノ狀況等ノ日本現實ノ姿ヲ映畫等ニ依リマシテ占領地域ニ直接ニ知ラシメルコトガ必要デアルト云フ風ヲ御話モ聽イタノデアリマス、現在「デ」ハ最近ニ於キマシテハ又此ノヤウナ方面カラ地域毎ニ新聞紙モ發行サレテ居ルノデアリマス、併シ尙此ノ文化工作方面ニ於キマシテ、私ハ中等學校ノ教員以下或ハ國民學校ノ教員ト云フヤウナ人、或ハ又文化工作ニ從事サレテ居リマス人達等ヲ、其ノ何「パーセント」カラ而モ二年或ハ三年ト云フ年限ヲ決メマシテ之ヲ向ウヘ送ッテハドウカト思フノデアリマス、斯ク致シマスレバ、日本ヲ南方ヘ知ラシメ、又南方事情ヲ内地ニ知ラシメルト云フ二ツノ便宜效果ガアルノデヤナイカト、斯様ニ考ヘルノデアリマスガ、如何ナモノデアリマセウカ

○政府委員(二宮義清君) 只今ノ文化工作ノ點デアリマスガ、最初ハナカノ軍政ノ整備ガ出來マセヌ關係デ、今ノ各種ノ中學校、小學校等ノ教員デアルトカ、或ハサウ云フ文化ノ方面ニ携ハッテ居ル方ノ進出ガ遲レテ居リマシタガ、最近是等初等、中等

學校ノ教員アタリモ逐次向ウヘ進出スルヤウニ取計ッテ居リマス、數アタリニ付キマシテハ、此處デ細カイ數字ヲ持合シテ居リマセヌ、尙文化方面ニ關係アル方ノ向ウヘノ御視察アタリモ願ッテ居リマシテ、例ヘバ「フィリピン」ニ於テハ徳川頼貞氏アタリニモ行ッテ戴イテ色々サウ云フ方面ノ研究ヲシテ戴イテ居リマシテ、各地域トモ大ニ研究シテ居リマス、ソレカラ矢張り段段文化ト言ヒマスカ、色々各種ノ宣傳トカ、住民ニ對スル工作ト云フヤウナコトモ非常ニ重要デアリマスノデ、逐次サウ云フ方面ノ方ノ進出ヲ願ッテ、斯ウ云フ方面ニ徹底シテ行キタイト考ヘテ居リマス、唯二三年ヲ限ッテヤルカ、或ハ殆ド半永久的ノ積リデヤツテ戴クカ、是ハ色々ヤリ方ハアルト思ヒマス、ソレカラ御存ジデゴザイマセウガ、各種ノ博物館デアルトカ、圖書館デアルトカ、サウ云フモノノ整備ヲ十分致シマシテ、内地ノ文化ノ方面ニモ貢獻スル、斯ウ云フコトハ最初カラ非常ニ陸軍大臣アタリモヤカマシク言ッテ居ラレマシテ、陸海共、共同ヲシテ斯ウ云フ資料等ノ蒐集ニ遺憾ナイヤウニ十分努メテ居リマス

○飯塚知信君 今一點御尋ネ致シタイノデアリマスガ、現在日本ニ於キマシテハ、高度國防國家建設ノ思想ヲ堅持スル爲ニ、全國ニ互リマシテ國民運動ガ展開サレテ居ルノデアリマス、而モ其ノ指導機關ト申シマスカ、ニハ翼贊會ヲ初メ、産業報國會、商業報國會、或ハ農業報國會ト云フヤウナモ

ノガアリマシテ、是等ノ指導者ヲ各府縣カ
ラ軍役奉仕トシテ、南方ニ送テヘドウカ
ト斯ウ考ヘルノデアリマス、斯ク致シマス
レバ南方開發ニモナリ、或ハ又此ノ大東亞
建設ノ聖業完遂ノ上ニモ軍ト共ニ從事シテ、
其ノ尊イ經驗ヲ得ラレルノデアリマスカ
ラ、非常ナル效果ガアルノデヤナイカト、
斯様ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ハ如
何デアリマスカ

○政府委員(二宮義清君) 只今ノ民族運動

ト言ヒマスガ、國民運動ノ指導者ヲ南方ヘ
派遣スル件デアリマスガ、「タイ」、佛印等
ノ第三國ニ對シマシテハ、大東亞省ノ方カ
ラ説明シテ戴キタイト思ヒマス、南方ノ占
領地ニ付キマシテハ斯ウ云フ風ニ考ヘテ居
リマス、此ノ民族運動モ非常ニ將來ノ占領
地ノ歸屬ト關聯致シマシテ、ウツカリ其ノ
邊ニ輕ハズミナコトガアリマスト云フト、
餘程取返シノ付カナイコトニナルコトト思
ヒマス、ソレデ矢張り此ノ軍政ノ本質カラ
考ヘマシテ、マア殊ニ目下ノ狀況ニ於キマ
シテハ、非常ニ此ノ歸屬問題モ考ヘナケレ
バナリマセヌト、内地デハ御承知ノヤウ
ニ政府ト、統帥部ト十分緊密ナル聯繫ヲ執
リマス、ソレデ又政府部内ニ於キマシテモ
十分各省相互及民間ノ意見モ尊重スルト云
フヤウニ、國家ノ總力ヲ擧ゲテ南方ノ各種
ノ施策ニ當テ居ルノデアリマスガ、是等
ハ總テ軍司令官ニ一元的ニ命令ナリ、何ナ
リ參リマシテ、ソレデ現地ニ於キマシテハ
軍司令官ガ一本總テノ施策、作戰トカ、
統治トカ云フヤウな總テノコトヲ配合ハセ
マシテ、軍司令官ガ一途デ色々ヤツテ居リ
マス、ソレデ將來サウ云フ内地ニ於ケル適
任者ヲ、現地ニ於ケルサウ云フ適當ナ方面

ニ活動シテ戴クト云フコトニ付キマシテ
ハ、十分御願ヒシナケレバナラナイト思
テ居リマスガ、唯内地ノ或團體ノ支部、サ
ウ云フヤウなモノヲ現地ヘ設ケテ、内地カ
ラ絲ヲ引ク、サウ云フコトニナリマスト、
非常ニ現地ノ統制ヲ亂シマスノデ、サウ云
フコトガ無イヤウニシテ成ルベク適材ヲ
適所ニ配置ラシテ、國民全般ガ軍政ト申シ
マスガ、南方ノ立派ナ成績ヲ擧ゲテ行クヤ
ウニシタイト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○政府委員(水野伊太郎君) 「タイ」、佛印

ノ關係ニ付キマシテ、大東亞省ノ方カラ御
答ヘ申上ゲマス、「タイ」、佛印共ニ獨立
國、若シクハ獨立國ノ植民地デアリマシテ、
從テ此處ニ日本ノ内地ニ於ケル各種ノ民
族運動ノ團體ヲ、其ノ儘進出サセルコトハ
非常ニ機微ナ關係ガゴザイマス、ソレデ成
ルベク大使ナリ大使館ヲ中心ニシマシテ、
日本人ヲ再訓練、再鍊成スルト云フヤウナ
コトハ考ヘテ居リマスガ、内地ノ團體ハ直
チニ行カナイデ、適當ナ人ヲ其ノ大使ナリ
大使館ノ指導ノ下ニ於ケル日本人會ト云フ
モノニ入レマシテ、其處ニ於テ在留邦人ノ
鍊成ナリ、民族意識ノ昂揚ト云フコトヲ指
導致シタイト考ヘテ居リマス

○委員長(伯爵堀田正恒君) 此ノ際政府ノ

方カラシテ、昨日ノ答辯ニ付テ補充シタイ
ト云フコトデアリマスカラ、之ヲ許シマ
ス
○政府委員(宇佐美珍彦君) 昨日北支開
發、中支振興ノ株式ノ軍人關係ノ所有情況
ニ付テ御尋ネガゴザイマシタカラ、御答ヘ
申上ゲタノデアリマスガ、内容ガ少シ正確
デナイ點モゴザイマシタノデ、今日改メテ
正確ナ數字ヲ申上ゲタイト存ジマス、軍人

關係ノ此ノ兩社ノ株式所有ノ情況デゴザイ
マスガ、當初兩社ノ株式ノ内一般公募株ノ
中カラ、一般公募株ト申シマス、開發ハ
三十五萬株、振興ハ十三萬株デゴザイマス
ガ、其ノ中ノ半分以上、即チ開發ニ付キマ
シテハ十九萬株餘、ソレカラ振興ニ付キマ
シテハ七萬四千株以上、之ヲ軍人關係ニ振
當テタノデゴザイマシテ、其ノ内、開發ノ
株十萬株ヲ財團法人大日本軍人援護會ガ引
受ケマシテ、其ノ他一般ニ軍人遺家族ニ對
シマシテ、九萬五千七百株、ソレカラ振興
ニ付キマシテハ、軍人援護會ガ三萬株引受
ケマシテ、一般ノ軍人遺家族ニ四萬四千百
七十株、之ヲ割當タノデゴザイマス、其ノ
中軍人援護會ノ引受ケマシタ株式ハ、爾來
漸次軍人及其ノ遺家族ニ分讓ヲ致シテ居ル
ノデアリマシテ、ソレガ昨年末迄ノ情況ハ、
開發ノ十萬株ノ中、二萬八千八百六十三株
ヲ分讓致シテ居リマス、此ノ株主ノ數ガ、
三千九百九名デアリマシテ、一名ニ付キマ
シテ、一株乃至十三株ト云フコトニ相成ッテ
居リマス、ソレデ現在援護會ハ七萬株以上
ノ開發ノ株ヲ持ッテ居リマスルガ、是モ漸次
今後分讓サレルコトト思ッテ居ルノデアリマ
ス、中支那振興株ハ、二萬株ヲ援護會ガ
引受ケマシタ中、昨年末迄ニ一萬五千二百
十五株ヲ分讓致シテ居リマス、此ノ株主數
ガ三千二百十名デゴザイマシテ、一名ニ付
キ、一株乃至十株ト云フコトニ相成ッテ居リ
マス、デ今日マダ援護會ノ持ッテ居リマスル
株數ハ、一萬四千七百八十五株ト云フコト
ニ相成ッテ居ルノデアリマス、只今申上ゲマ
シタ分讓ハ、軍人及其ノ遺家族ニ分讓サレ
テ居ルノデアリマシテ、サウシテソレハ時
價ニ拘ラズ、當初ノ拂込ノ額デ分讓致

シテ居ルト云フ實情デゴザイマス、從ッテ一
般募集株ハ、過半數ガ軍人遺家族ニ行ッテ
居ルト云フコトガ出來ルト思フノデアリマ
ス、ソレカラソレ等ヲ含メマシタ一般ノ全
部ノ開發及振興ノ株主ノ數デゴザイマスル
ガ、是ハ開發ハ創立當初ニ於キマシテ、株
主ノ數ガ一萬六千二百七十四名デゴザイマ
シタノガ、昨年末現在ハ、三萬百五十九名
ニ相成ッテ居リマス、此ノ間ノ増加ガ、一萬
三千八百八十五名、即チ八割五分程ノ増加
ニ相成ッテ居リマス、振興會社ニ付キマシテ
ハ、當初ノ株主ノ數ガ、九千七百七名デゴ
ザイマシテ、是ガ昨年末現在ニ於キマシテ、
一萬四千五百八十七名ニ相成ッテ居リマス、
此ノ間ノ増加ハ、四千八百八十名ノ増加デ
ゴザイマス、約五割ノ増加ト云フコトニ相
成ッテ居ルノデアリマス、此ノ増加ハ、先程
申上ゲマシタ軍人關係ノ株主ノ増加ト云フ
コトモゴザイマス、又市場ニ於テ取引サレ
テ株主ノ増加致シテ居ルモノモアルト思フ
ノデゴザイマス

○委員長(伯爵堀田正恒君) 是デ大體各法

案ニ互リ御質疑ハ終ッタノデアリマスガ、尙
質問ノ御有リニナル方ハ、此ノ際ドノ法案
デモ宜シウゴザイマスカラ、御願ヒ致シマ
ス、……無イヤウデゴザイマスカラシテ、
全部質問ハ終了シタモノト認メマス、是ヨ
リ討論ニ入りマス、法案全部ヲ問題ニ致シ
マス
○堀切善次郎君 今問題ニナッテ居リマス
諸案ハ、目下ノ時局ニ取リマシテ何レモ皆
極メテ必要ナ案デアリ、其ノ内容モ亦極メ
テ適切ナモノト考ヘマスノデ、原案ニ賛成
致シマス
○村上恭一君 私ニ於キマシテモ別ニ意見

ハゴザイマセヌノデ、堀切委員カラ述ベラ
レマシタ通り、議案全部ニ賛成致シマス
○委員長(伯爵堀田正恒君) 只今賛成ノ御
意見ノ發表ガゴザイマシタガ、何レモ賛成
デアリマスガ、他ニ御意見ガナケレバ討論
終結ト認メマス、續イテ採決ニ入りマス、
恩給法中改正法律案外全部ヲ一括シテ議題
ニ供シマス、全部政府ノ提案通りデ御異存
ゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵堀田正恒君) 御異存ナイト
認メマス、是デ終了致シマシタ、散會致シ
マス

午前十時三十七分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵堀田 正恒君
副委員長 男爵關 義壽君
委員

公爵山縣 有道君
子爵大岡 忠綱君
子爵松平 親義君
男爵今園 國貞君
村上 恭一君
下條 康麿君
堀切善次郎君
飯塚 知信君

政府委員

内閣恩給局長 平木 弘君
陸軍大佐 二宮 義清君
大東亞次官 山本 熊一君
大東亞省支那事務局長 宇佐美珍彦君
大東亞省南方事務局長 水野伊太郎君

昭和十八年二月五日印刷

昭和十八年二月六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局